

別表 認可外保育施設等保護者負担軽減月額上限額

1. 認証保育所月極利用者

(単位 円)

区 分			新2号認定又は新3号認定を受けたもの		左記以外
			子育てのための施設等利用給付費(国制度)	施設利用支援給付費(市制度)	施設利用支援給付費(市制度)
0～2歳児	住民税課税世帯	第一子		40,000	40,000
		第二子以降		67,000	67,000
	住民税非課税世帯	第一子	42,000	25,000	25,000
		第二子以降	42,000	25,000	25,000
3～5歳児		第一子	37,000	25,000	25,000
		第二子以降	37,000	25,000	25,000

※「第一子」とは、認証保育所利用者とし計を一にする者のうち、最年長の子どもであると市長が認めた者。

※「第二子以降」とは、認証保育所利用者とし計を一にする者のうち、最年長者から数えて2人目以降の子どもであると市長が認めた者。

2. 認証保育所以外の施設で「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和6年3月29日子ども家庭庁成育局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書が発行されている施設の月極利用者。

(単位 円)

区 分		保育を必要とする場合 新2号、新3号認定を受けたもの		保育を必要としない場合	企業主導型保育施設利用者
		子育てのための施設等利用給付費(国制度)	施設利用支援給付費	施設利用支援給付費(市制度)	施設利用支援給付費(市制度)
0～2歳児	住民税課税世帯		25,000	25,000	25,000
	住民税非課税世帯	42,000	25,000	25,000	25,000
3～5歳児		37,000	25,000	25,000	25,000

※企業主導型保育施設については、公益財団法人児童育成協会から無償化対象児童に対する利用料の助成額がある場合は、その額を利用料から差し引いた額と25,000円を比較し低い額とする。

3. その他認可外保育施設等月極利用者

(単位 円)

区 分	保育を必要とする場合 新2号、新3号認定を受けたもの
	子育てのための施設等利用給付費(国制度)
0～2歳児で住民税非課税世帯	42,000
3～5歳児	37,000

※八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減給付費実施要綱別表7の基準に基づく施設を含む。